平成２５年（フ）第３１５号
和歌山市北出島４番地の５
破産者　國本　佳佑
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２０号
和歌山県岩出市中島993　バルビゾン・Ｉ210号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町日置278番地の１
破産者　公文代訓子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺439番地の38
破産者　森本　結香
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1816番地10
破産者　林　美智子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩767番地１
破産者　大家　　学
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０号
愛媛県松山市西長戸町乙1027番地１　三宗荘21号
破産者　西山　幸宏
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
宮崎県都城市鷹尾１丁目25街区27の１号ル・リアンＩ102号室
破産者　清　　義人
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５５号
宮崎県都城市都北町6257番地３
破産者　浜畑　克弘
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第７４号
宮崎県都城市鷹尾５丁目７街区１号北鷹尾団地４－５－46
破産者　救仁郷幸子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤美智子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤　利文
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤　瀧子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１１８号
沖縄県浦添市城間４丁目23番２－101号　オーセル浦添Ⅱ
破産者　上原　亀助
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２０号
埼玉県川口市大字安行慈林226番地の81
破産者　鈴木　春美
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目12番２号
破産者　錦戸　武志
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
滋賀県守山市播磨田町1430番地２市営久保団地２号棟243号室、住民票上の住所滋賀県守山市吉身３丁目20番23―301号
破産者　宮島　浩和
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９２号
大津市坂本３丁目４番58号　木津アパートＢ－５、開始決定時の住民票上の住所滋賀県草津市笠山６丁目11番34号、開始決定時の前住所滋賀県草津市笠山５丁目６番11号
破産者　菊本建装こと　菊本　和久
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９４号
北九州市八幡西区里中２丁目２番13号
破産者　溝上　憲好
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１８号
佐賀県伊万里市大坪町乙501番地12
破産者　吉田　俊二
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部